

## 大津地方裁判所委員会議事録

- 1 日時  
平成23年12月1日(木)午後2時00分から午後4時30分まで
- 2 場所  
大津地方裁判所大会議室(本館1階)
- 3 出席者  
(委員)五十音順・敬称略  
飯島健太郎, 植田耕司, 海津祐司, 久保壽彦, 柴田寛之, 津田正慎, 平田浩二,  
森岡正樹, 山本昌仁, 湯浅浩明  
(事務担当者)  
倉田孝雄, 森健治, 新見雅信, 大垣直人, 上馬場靖, 饒波岳人
- 4 議事
  - (1) 民事事件の概況報告  
事務担当者(大津地方裁判所民事首席書記官)から, 民事事件の概況について報告
  - (2) 刑事事件の概況報告  
事務担当者(大津地方裁判所刑事首席書記官)から, 刑事事件の概況について報告
  - (3) 意見交換(今後の地方裁判所委員会の運営, テーマの選定について)  
発言要旨は, 別紙のとおり
  - (4) 次回の開催日程  
平成24年4月24日午後2時から午後4時30分まで

(別紙)

(発言要旨)

(委員長, 学識経験者委員, 弁護士委員, 検察官委員, 裁判官委員, 事務担当者)

民事の受付センターには, 1日大体どのくらいの人が訪れるのか。

日によって波はあるが, 感触としては平均30人から40人程度ではないかと思う。

意見交換の前に庁舎内を案内していただいたが, 部屋に備え付けてある機材等をもう少し整頓されたらどうかと感じた。

裁判員裁判では, 判決までどれくらいの日数がかかっているのか, また, 大津地裁に押送されてきた被告人は, どこを通過して法廷に入るのか教えてほしい。

裁判員裁判で判決までにかかる日数であるが, 被告人及び弁護人が内容を争わず, 証拠も簡単な取調べで終わるような事件については, 起訴されてから5か月くらいかかることが多い。裁判員裁判では, 起訴後に, どのような証拠を取り調べるのか, 検察官と被告人側とで争いがあるのかを整理するために, 検察官, 弁護士及び裁判官で公判前整理手続を行う。その後, 実際に公判を行う日を決めて, 裁判員候補者に来ていただくことになるが, 法律上, 公判を行う日を決めた時から裁判員候補者に来ていただく日までに6週間以上置かなくてはならないこととされている。実際には, 裁判員候補者の呼出しの準備の関係もあり, 2か月くらいかかることになる。そうすると, 公判前整理手続に3か月, 裁判員候補者の呼出しに2か月かかるとすると, 公判が始まるまでに5か月かかることになる。公判自体は数日で判決に至る。

また, 拘置所等から押送されてきた被告人は, 一般人が通らない通路を通過して法廷に入ることになり, 一般人と顔を合わせることはない。

被告人は, 裁判員制度をどう思っているか, 最高裁判所がアンケートを取るといようなことはあるか。

裁判所ではアンケートはしていないし, 被告人がどう思っているかは把握していない。弁護士委員はどうか。

被告人にとってはかなり戸惑いがあると思う。裁判までの期間が長いという不満は聞いたことがある。実刑事案において未決勾留期間が刑に算入されていたり, 保釈が認められていたりすれば, 大きな不利益はないのかもしれないが, 基本的に保釈が認められていない限り被告人は勾留されていることになるので, そのような不満はあると思う。

オウム事件のような事件が起訴された場合, 裁判員裁判で行うことは可能なのか。また, 事件によっては, 裁判官のみで裁判を行うという選択も可能なのか。

事件により裁判官のみで裁判を行うことが可能か否かについては, 法律上, 裁判員が関係者から危害を受けるおそれがある場合には裁判員裁判によらないことも可能とされており, これに該当するならば可能ということになる。

裁判員裁判で実際に行うことができるのかという点については, 難しいところもあるが, 裁判が長期間にならないように検察官, 弁護士, 裁判官で証拠を絞ってできるだけ短期間で終えるよう努力することになるかと思う。

裁判員裁判が導入された最大の理由は, 国民主権のもと, 裁判にも国民に参加していただくということであるが, 他の理由の一つとして, 国民が参加することにより迅速に

審理することが意識され、今まで長期間かかっていた裁判もある程度短くなるのではないかと期待されていると聞いている。

裁判員裁判と従前の裁判官のみで行う裁判とで結果として傾向に差は生じているのか。

最高裁である程度の統計は取っており、それによると、強姦や強制わいせつ致傷などの性犯罪に関しては、裁判員裁判の方が重くなってきている。殺人については、事案により、以前と比べて重くなっている場合や逆に以前と比べ軽くなっている場合があり、量刑の幅が広がっている。それ以外の犯罪については、特に目立った差は生じていないと聞いている。

量刑の幅に開きが生じていることについて、それがよいことなのかそれとも裁判員制度の弊害なのかを検証し、今後、制度をどのようにしていくのか検討する必要があると思う。

裁判員裁判では、迅速性の要請もあり公判自体は数日で終わるが、裁判員から、逆にもう少し審理に費やす時間が欲しいという声が聞かれることはないのか。

裁判所が裁判員裁判の終了後に裁判員に対して行っているアンケートによれば、十分議論ができたかという問いに対し、概ね、十分できたという意見が多いが、不十分であったという方も少なからずいる。ご指摘のように時間的な制約があることが理由であるかもしれないが、アンケートには記載されないため不明である。

一般人にとっては、人を裁くというのは普段していることではないので怖いとか、もし何かあったとき保護してもらえるのかなど様々な不安を持っている。このような不安を払拭する手だてはあるのか。

裁判員制度が始まる前は、全国的に、広報活動として裁判員制度に関する説明会等を裁判所内や時には各種団体、地域に出向くなどして展開していた。現在は、裁判所内での定期的な広報行事や、各種団体の裁判所見学のおりに裁判員制度について説明を行っている。先ほどお話のあった不安を払拭する手だてについては、裁判員候補者名簿に記載された方に送る書面の中に裁判員制度やその選任手続について説明したDVDを同封し、あらかじめご覧いただくことにより不安の解消に努めている。安全の確保については、警察関係者との連携を取るなど極力安全確保に努めている。

裁判員制度についての課題、取り組み、今後の方向性について議論したいと考えている。また、裁判所における種々の業務について説明いただき、その中で、委員が意見を述べるというのもよいかと思う。

私は、可視化の問題やアメリカで見られる被告人の公表の問題を取り上げてもらいたいと考えている。

私は裁判員制度について話し合いたいと考える。裁判員制度については、問題点や改善すべき点が見えてきていると思われるし、広報をいかに行うかということも重要であると思う。

次回のテーマについては、裁判員裁判について、改善点や広報の方法を含め取り上げるということでよろしいか。